

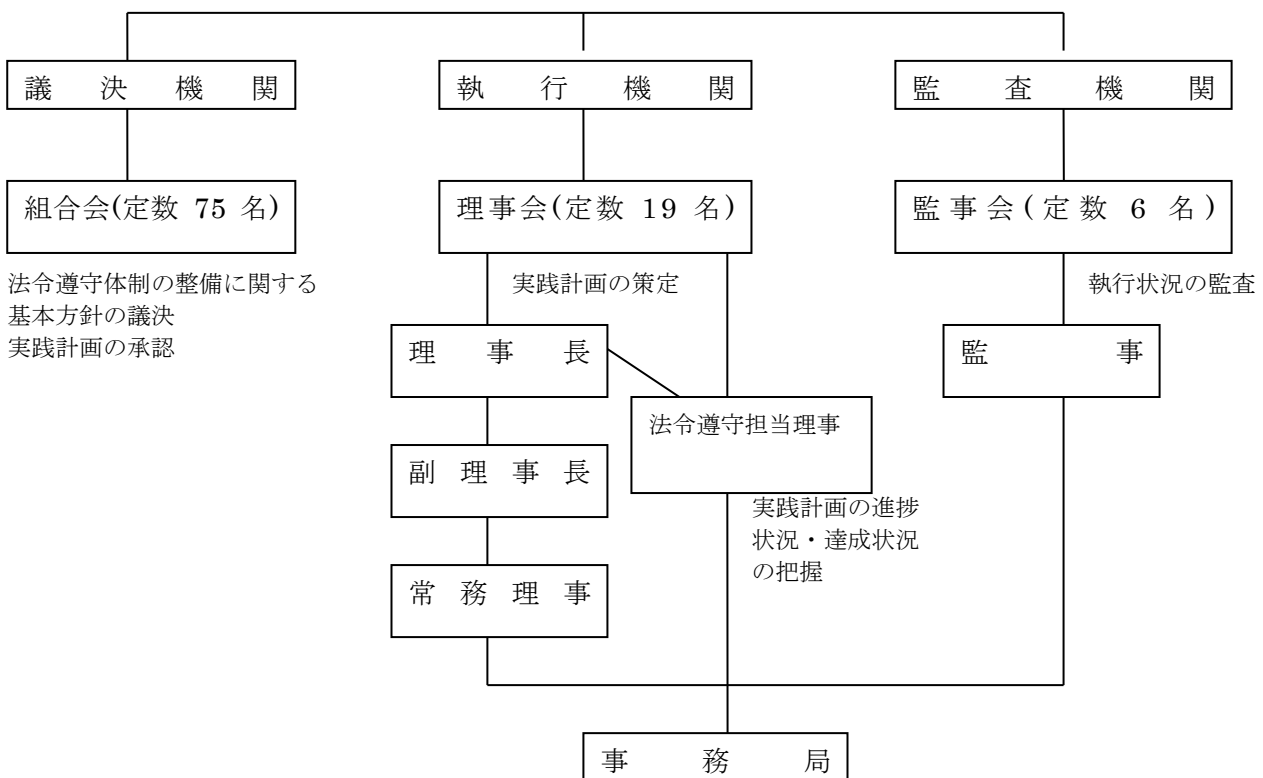
# 広島県建設国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針

## 法令遵守(コンプライアンス)基本理念

広島県建設国民健康保険組合は、公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを深く理解し、誠実に国民健康保険事業を行い、被保険者の健やかな生活と健康保持増進に寄与するため、ここに法令遵守(コンプライアンス)基本理念を定める。

- 1.国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする国民健康保険法その他の法令並びに規約及び規程規則その他の決定事項を遵守し、被保険者に対する保健向上責任を誠実に果たす。
- 2.国民健康保険事業の公共性を自覚し、適正に公的資産の運用を行うとともに、誠実に国民健康保険事業の推進に尽力する。
- 3.国民健康保険事業を推進する者としてモラルの向上に努め、被保険者である組合員並びに家族はもとより、国民の信頼に応え、社会的責任を果たし国民健康保険の発展に寄与する。

## 法令遵守(コンプライアンス)組織体制



### 1.組合会

- 議決機関である組合会において、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針を議決する。

## 2.理事会

- 毎年度、組合会の承認を得て法令遵守のための具体的な実践計画を策定するとともに、策定された実践計画をすべての役職員に周知させる。
- 法令遵守担当理事より報告された法令遵守のための実践計画の進捗状況及び達成状況について評価を行ない、実践計画に不合理がある場合は見直しを行う。

## 3.監事会

- 法令遵守に関する業務の執行状況について監査を行う。

## 4.法令遵守担当理事

- 理事の互選により、理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とする。
- 法令遵守担当理事は、策定された実践計画の進捗状況及び達成状況を把握し、理事会において定期的に報告しなければならない。
- 法令遵守担当理事は、不祥事件防止のため、機会あるごとにすべての役職員へ法令遵守の周知徹底を行うとともに徹底のための研修等を行う。
- 法令遵守担当理事は、事故防止のため職員の業務分担等を把握し、事故の生じる虞がある場合は、理事長に報告するとともに適切な措置を講じる。
- 法令遵守担当理事は、役職員より報告された法令遵守関連情報(被保険者からの苦情、役職員の勤務等の状況、役職員の不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等)又はその疑いのある行為(以下「法令遵守関連情報等」という。)について、適切な調査を行い理事長に報告するとともに適切に措置するが、組合の業務運営に重大な影響を及ぼすもの、被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会へ報告し対応方針について承認を得て対応する。又、法令に従って監督官庁へも報告を行わなければならない。

## 5.報告義務

- 役職員は、法令遵守関連情報を把握した場合は、速やかに法令遵守担当理事に報告しなければならない。

# 法令遵守(コンプライアンス)実践計画策定・評価

法令遵守(コンプライアンス)実践計画は、毎年理事会において策定し、2月に開催される通常組合会において承認を得なければならない。又、実践計画の進捗状況及び達成状況は、法令遵守担当理事により把握され、理事会において報告・評価が行われ不合理な内容については、見直しを行う。

なお、実践計画の内容については次のとおりとする。

- 1.法令遵守(コンプライアンス)基本理念
- 2.法令遵守(コンプライアンス)組織体制
- 3.遵守すべき法令並びに規約及び規程規則
- 4.法令遵守(コンプライアンス)の周知徹底体制
  - (1)法令遵守周知徹底方法
  - (2)職員主要業務分担
- 5.法令遵守(コンプライアンス)関連情報対応体制
- 6.不祥事件への対応

## 法令遵守(コンプライアンス)に関する監査

法令遵守に関する業務の執行状況について、広島県建設国民健康保険組合監事会執行規程により監事が監査する。

## 責任追及、懲戒処分

法令遵守関連情報の調査の結果、不祥事件の元となった役職員については、組合会においてその責任追及をするとともに広島県建設国民健康保険組規約第 50 条、第 51 条第 3 項、同条第 5 項及び広島県建設国民健康保険組合職員就業規則の規定により処分を行う。

### 附 則

この基本方針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。